

# お知らせ

起業者和歌山県が皆様のご協力により進めております県道白浜久木線改築工事（和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷地内から同町庄川字牛屋谷地内まで）について、令和六年十月二十五日に土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の規定により、次の事柄についてお知らせします。

## 記

### 一 事業認定の告示があった土地

和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷、字小森及び字牛屋谷地内

（注）この土地を表示する図面は、白浜町役場でご覧ください。

### 二 土地価格の固定について

前記一の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

### 三 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

### 四 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ和歌山県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

### 五 裁判申請の請求について

裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁判の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができません。

### 六 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求と併せてしなければなりません。

### 七 明渡裁判の申立てについて

明渡裁判の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接和歌山県収用委員会あてすることができます。

### 八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載していますので必要な方は和歌山県西牟婁振興局建設部用地課及び白浜町役場建設課においてくだされば配布いたします。

九 その他不明な点については、和歌山県田辺市朝日ヶ丘二三番地一所在の和歌山県西牟婁振興局建設部〔電話〇七三九（二二）一二〇〇（代表）〕工務課に照会ください。

# 和歌山県